

## 伊勢原市食品放射性物質濃度検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の公立小学校及び公立保育所の給食で使用する食品の放射性物質濃度スクリーニング検査（以下「検査」という。）を実施し、子どもの食の安全を最優先に確認するとともに、市民から持ち込まれる食品の検査を実施することにより、市民の不安を払拭させることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 食品衛生法（昭和22年法律第223号）に定義された食品のうち、牛乳、乳児用食品及び飲料水を除いたものをいう。
- (2) 市民 伊勢原市内に在住する個人をいう。
- (3) 小売店 日本標準産業分類中分類に定義された、各種商品小売業及び飲食料品小売業をいう。
- (4) 検査依頼者 市民で検査を受けようとする者をいう。

### (検査対象)

第3条 検査の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の公立小学校及び公立保育所の給食で使用する食品
- (2) 市民が市内の小売店で入手した食品（以下「持込み食品」という。）。ただし、販売目的で入手したものは除く。
- (3) その他市長が必要と認めた食品

### (検査)

第4条 検査の項目は、セシウム134及びセシウム137とする。

2 1日に検査する検体数は、市長が必要と認める数とする。

### (持込み食品の申込等)

第5条 検査依頼者は、持込み食品検査の予約を行うものとする。

- 2 検査依頼者は、食品放射性物質（セシウム）濃度検査依頼票（第1号様式）に必要事項を記入し、検査当日に検体を市に提出するものとする。
- 3 検査依頼者が1日に検査の依頼をできる食品は、1食品を限度とする。

### (結果の報告及び公表)

第6条 市長は、検査結果を検査依頼者に食品放射性物質（セシウム）濃度検査結果票（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、検査結果を市ホームページにより公表し、神奈川県知事に情報提供するものとする。

3 食品衛生法に基づく食品中の放射性物質に関するスクリーニングレベル値を超える数値となった場合は、速やかに神奈川県知事に報告するものとする。

### (その他)

第7条 その他検査の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則（平成24年8月10日告示第138号）

1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。ただし、第6条の規定については、平成24年8月20日から施行する。

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。